

日行連発第 865 号  
令和 2 年 10 月 16 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
国際・企業経營業務部  
部長 坪川 貞子

Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請に関する  
各地域事務局との連携について（依頼）

標記に関しては、「Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請について」（令和 2 年 9 月 9 日付・日行連発第 647 号）及び「GoTo トラベル及び Eat キャンペーン事業に関する積極的な取組と周知について（依頼）」（令和 2 年 9 月 24 日付・日行連発第 726 号）にてご案内してきたところですが、かねてより本会から観光庁に対し更なる連携協力の申し出をしてきたところ、この度所管である観光庁より添付のとおり GoTo トラベル事務局に向け各地域の行政書士会との連携を促す文書が発出されました。

観光庁からも制度の普及に関し、行政書士へ大きな期待が寄せられているところです。

何よりも、今般の Go To トラベルにおける地域共通クーポン取扱店舗登録申請の申請様式に行政書士の代理人欄が明記されたことは大変重要な意味を持つものと言えます。すなわち本件の申請実績を十分に上げ、デジタルガバメント時代における将来の電子申請代理の布石とすることが行政書士制度の今後の発展に直結すると考えられるからです。

それを踏まえ、各単位会におかれましては、過日お送りしたチラシを配布するなどご活用の上、都道府県毎に設置されている GoTo トラベル地域事務局に連絡いただき、事業者の登録拡大に向けた協力と行政書士による代理申請業務のご案内等に関し連携関係の構築及び強化を推進されますようお願い申し上げます。

記

1 添付資料

- (1) 【事務連絡】地域共通クーポン取扱店舗確保に当たっての行政書士会との連携について
- (2) Go To トラベル地域事務局連絡先一覧

以上